

令和6年度
岩手県中山間地域におけるスマート物流等の
社会実装に向けた運用体制整備・実証実験等業務

業務仕様書

令 和 6 年 7 月
岩手県ふるさと振興部科学・情報政策室

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度岩手県中山間地域におけるスマート物流※等の社会実装に向けた運用体制整備・実証実験等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

※ドローンや共同配送管理システム等のデジタル技術を活用して効率化された物流と定義

1 委託内容

(1) 名称

令和6年度岩手県中山間地域におけるスマート物流等の社会実装に向けた運用体制整備・実証実験等業務

(2) 本業務の目指す姿等

ア 背景

岩手県の人口は1955年の145万人をピークに、1997年以降減少に転じ、2021年には120万人を下回った。特に、中山間地域をはじめとする過疎地域では人口減少と少子高齢化が進行しており、公共交通機関の縮小・撤退と地域の卸売業・小売業者の減少により、日常の買い物が困難ないわゆる買い物弱者が多く発生している。

また、「働き方改革関連法」に基づく、物流事業者の運転業務の時間外労働時間について上限規制が適用され、物流の停滞が懸念されており（物流の2024年問題）、安全・安心な暮らしの確保が困難となっている。

イ 目指す姿

上記の地域課題を解決するため、ドローンや共同配送管理システムなどのデジタル技術を活用した買い物弱者対策による日常生活の利便性の確保、本県産業の生産性向上等に資する取組を検討するとともに、運用体制の整備及び実証実験等の実施により社会実装をすることで持続可能な活力ある地域の実現を目指す。

ウ 実施地域

岩手県下閉伊郡岩泉町を実施地域とする。

岩泉町は、2024年の総人口7,948人、面積は99,236haと本州一の広さの町であり、狭隘な山間地に基幹地区（昭和31年6町村合併前の旧村中心部）と小規模集落が点在するため、食料品アクセス困難人口の割合（2015年時点）が県内で唯一40%を超えており、全国的に見ても非常に高い水準（全国平均24.6%）にある。例えば、町の中心部である岩泉地区から主な基幹地区のうち、安家地区（人口425人、241世帯）までは急勾配が続き、車で40分（21.5km）、有芸地区（人口156人、90世帯）までは狭隘な道を車で35分（18.4km）かかるなど、買い物等の日常サービスの利用に不便が生じていることが課題である。

エ 年次計画等

本業務はデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）を活用し、令和2年度から令和6年度までの5か年計画において、ドローン事業を担う法人設立等による本格社会実装を最終的な目標としている。5年間の実施計画案は添付資料2-1「事業計画」のとおりである。

また、過去に実施した実証実験等業務（令和2年度、令和3年度、令和4年度及び令和5年度）の実績については別添資料2-2-1～4【各年度】「成果報告書」に記載されていること、社会実装の姿は別添資料2-3「スマート物流の社会実装図」を想定していることから、企画コンペの提案においては本内容を参考とすること。

(3) 委託期間

委託契約の契約日から令和7年3月14日（金）まで

(4) 費用総額の上限額

本業務に係る費用総額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の上限は次のとおりとする。
3,000千円以内（税込（税率10%））

※ 当該金額は、企画提案において提示できる金額の上限であり、契約金額ではないこと。
なお、要する経費は本業務の遂行に直接必要な経費であり、別表のとおりとする。

(5) 実施内容

- ア 社会実装に向けた運用体制の整備
- イ スマート物流実証実験の実施
- ウ ドローン多用途活用に係る検討及び実証実験の実施
- エ 普及啓発活動
- オ 未来技術（自動配送ロボット・自動運転等）の活用ビジョン検討
- カ その他必要な事項

2 本業務の仕様に関する事項

上記の目指す姿を達成するため、下記の項目について企画を提案すること。

(1) 社会実装に向けた運用体制の整備

ア 運用体制の検討

過去の成果報告書等を参考としたうえで、地域課題の解決に資するスマート物流の社会実装を見据えた運用主体、連携企業等を想定し運用体制を検討すること。社会実装の姿は、資料2-3「スマート物流の社会実装図」を参考とし、岩泉町に集まる運送会社各社等の荷物（町内で見込まれる新たな荷量の確保含む）を拠点に集約化し、ドローン配送と陸上配送の効率的な物流体制とすること。

イ 運用体制の整備

上記アで検討した運用体制を実現するため関係者と調整のうえ、運用体制を整備すること。

なお、整備にあたっては社会実装を担う法人設立や運用主体による事業部門の立上げ等を想定し、法人等に対し、実現に向けた必要な支援を行うこと。

(2) スマート物流実証実験の実施

上記（1）の運用体制整備を前提として、関係者と調整のうえスマート物流実証実験を実施すること。

なお、本業務のほか実施を予定している「令和6年度岩手県中山間地域におけるスマート物流等の社会実装モデル構築に向けた実証実験等業務」において、スマート物流の実証実験実施に向けた各種準備を行うこととしており、これと連携の上、スマート物流実証実験を実施すること。

さらに、実施にあたっては、下記の点に留意のこと。

- ① ドローン配送は、飛行レベル3、3.5または4で実施すること。
- ② ルートは社会実装の想定される複数のルートで実施すること。
- ③ 実証実験に用いるドローンは中山間地域の運用に適するような機体を採用すること。
- ④ 関係する自治体や団体との連絡調整、地域住民等への説明による関係者の理解醸成を図ること。
- ⑤ 航空、電波法等実験に際し必要となる関係法令の許認可手続きをとること。
- ⑥ 実験により生じた第三者への損害を補填するための保険に加入すること。
- ⑦ 落下事故等を想定した対応シミュレーションを実施すること。
- ⑧ その他必要な手続き、調整等を遺漏なく行うこと。

(3) ドローン多用途活用に係る検討及び実証実験の実施

ア ドローンによる森林資源の把握方法検討

過去の成果報告書等を参考としたうえで、ドローンによる森林資源の把握方法を検討すること。
検討にあたっては、上記（１）で整備を予定する運用体制の中で実装できることを想定すること。

イ 地域課題解決に資するドローン多用途活用の検討

上記アを除く、地域課題解決に資するドローンの多用途活用の方法を検討すること。
検討にあたっては、上記（１）で整備を予定する運用体制の中で実装できることを想定すること。

ウ 実証実験の実施

上記ア及びイにおいて検討した内容のうち、県、関係自治体及び団体等と協議・調整のうえ、実現可能性の高いものについて実証実験を実施すること。

(4) 普及啓発活動

ア 講師派遣

県が事務局を務める「いわてドローン物流研究会」、「いわて未来技術社会実装推進会議」及び「ドローン社会実装促進ネットワーク（仮）」等において、県の求めに応じて講師を派遣し、運用体制の整備状況や実証実験の概要説明及びドローン等の先端技術動向等について説明を行うこと。

イ いわてまるごと科学館へのブース出展

令和6年11月30日（土）に盛岡市（アイーナ）で開催を予定している「いわてまるごと科学館」において、ブースを出展し、来場者への普及啓発を行うこと。

ウ 住民向けシンポジウムの開催及び住民見学による理解醸成

- (ア) 実証実験の実施に向けた住民向けシンポジウムを開催すること。
- (イ) 実証実験の実施に際し、住民等が見学できるよう調整すること。
- (ウ) 上記（ア）及び（イ）の実施に際し、チラシや町広報等を活用し、広く周知を図ること。

エ 事業成果報告会の開催

過去に実施した実証実験等業務も含めた成果をとりまとめ、必要に応じて外部から講師等を招聘したうえで、事業成果報告会を開催すること。なお、開催にあたっては県内市町村等に広く周知を行うこと。

(5) 未来技術（自動配送ロボット・自動運転等）の活用ビジョン検討

スマート物流の社会実装を前提として、現在、実証段階にある自動配送ロボットや自動運転等の未来技術を含めた将来的な地域での活用の在り方などについて検討すること。

検討結果については、業務完了報告書において「未来技術地域活用戦略（仮称）」として提言をまとめること。

(6) その他必要な事項

- 1 (2) 本業務の目指す姿等を実現するために必要な業務があれば、県に提案のうえ実施すること。

3 留意事項

(1) 提案内容の実現可能性

実現可能な企画提案書を提出すること。実施にあたって、不確定要素や県、関係機関等の協力要件がある場合は、具体的かつ明確にその内容を示すこと。

(2) 業務の誠実な遂行

受託者は、上記2（１）から（6）までに掲げる業務を誠実に遂行するものとし、本業務の準備、執行に当たっては、随時、県と協議すること。

(3) 業務の進捗状況報告

受託者は、本事業の担当者等を参集した定例会を月1回以上開催し、業務の進捗状況の報告等を行うこと。
なお、定例会の内容については、受託者が記録書を作成し、関係者に共有すること

(4) 仕様書の変更

契約に当たっては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様書を変更することがある。

(5) その他委託業務との連携

県では、本業務のほか「令和6年度岩手県中山間地域におけるスマート物流等の社会実装モデル構築に向けた実証実験等業務」において、ドローンや共同配送管理システムなどを整備のうえ、2カ月程度の実証期間を設けることとしており、当該業務の受託者と密に連携すること。

4 業務完了報告書の提出

本業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書（様式別途指定）を作成し、提出すること。提出は冊子及びデータとすること。

提出期限：令和7年3月14日（金）必着

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記（1）イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

(5) 権利の帰属等

ア 知的財産権

本業務の過程で生じた知的財産権は、原則として委託料の支払完了をもって県に帰属するものとする。ただし、次の各号のいずれの規定も遵守することを県が定める書面で県に届け出た場合、本業務の過程

で生じた知的財産権を県は受託者から譲り受けないものとする。

(ア) 受託者は、委託業務に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、県に報告する。

(イ) 受託者は、県が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には無償で当該知的財産権を実施する権利を県に許諾する。

(ウ) 受託者は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、県が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

イ 財産取得等

受託者が本業務により取得し又は効用の増加した財産の所有権（知的財産権を除く。）は、委託料の支払完了をもって県に帰属するものとする。

別表

項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業従事者が事業を行うために必要な交通費、日当、宿泊費等
会場費、借上げ料等	事業（会議、講演会等）を行うために必要な会場借上料及び茶菓料、レンタカー料金等
謝金	事業を行うために必要な謝金（専門家謝金、ヒアリング謝金等）
設備費	事業を行うために必要な機械装置及び工具器具備品等の購入、製造、借用、修繕又は据付に必要な経費等
物品購入費	事業を行うために直接必要な物品（当該事業のみで使用されることが特定・確認できるもの。原材料及び消耗品費等（諸経費の中の一般管理費で購入するものを除く。）の購入に要する経費
外注費	事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの（機械装置又は工具器具部品等の設計、製造、修繕又は据付け、試料の製造、分析鑑定等）の外注に要する経費
印刷製本費	事業で使用する資料、業務完了報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業に直接従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等に係る経費
III. 再委託費	事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの又は適当でないもの（調査、工作物の作成、組立等及び大学、高等専門学校、独立行政法人の研究機関、公設試験研究機関等からの指導費等）の一部を委託するのに必要な経費 ※ただし、軽微な再委託（50万円未満の再委託）は、この項目には計上せず、他の適当な項目に計上すること。
IV. 一般管理費	事業を行うために必要な経費の中で、契約締結時において一定割合支払いを認められる間接経費。具体的には、当該事業を行うために必要な通信費、家賃、水道光熱量、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具などの汎用的な消耗品等、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な経費。I～IIIに掲げる経費の合計額の10%を上限とする。 ※ただし、用途の特定が可能なものは、事業費に計上すること
合計	I～IVの合計
V 消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税 ※免税業者の場合は、積算内訳欄に単価×数量×1.1で記載し、この欄には計上しない
総額	

直接必要な経費として計上できない経費は、建物施設に関する経費、事業内容に照らして当然備えているべき機器備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）、事業実施中に発生した事故災害の処理のための経費及びその他事業に関係のない経費とする。